

令和8年6月29日

報道機関各位

長岡市市民協働推進部スポーツ振興課長

指定管理者施設における施設利用料等の着服について

栃尾地域体育施設の計4施設の指定管理者であるグリーン産業株式会社から、下記のとおり、社員による施設利用料等の着服が報告されました。

記

1 概要

施設利用料等の取扱い業務に従事していた社員が、施設利用料及び自主事業収入の一部約540万円を着服していたと報告を受けたもの。

2 経緯

令和8年3月末日にグリーン産業株式会社の本社経理担当が、令和7年度分施設利用料等が本社口座へ未入金であることを発見。当該社員からの聞き取り及び事実確認により、同社員による施設利用料等の着服が認められた。同社員を令和8年5月20日付で解雇し、6月17日（水）に市に報告。

3 市の対応

市から支払われている指定管理者委託料への影響の有無の確認のため、グリーン産業株式会社に対して、同社員が業務に関わっていた令和5年度から令和7年度分の収支状況報告書の内容について再確認を指示、その結果の報告を受けた後、対応を検討する。

4 小池市民協働推進部長のコメント

このたび、このような事態の発生の報告を受け、大変遺憾に思います。今後このようなことのないように、指定管理者であるグリーン産業株式会社に対して収入金管理を適正に行うよう改めて周知徹底し、再発防止に努めます。

問い合わせ：

（本案件について）スポーツ振興課 中山 Tel 0258-32-6117
（指定管理者制度について）財産マネジメント課 間嶋 Tel 0258-39-2211